

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第13回） 議事概要（確定版）

1. 日 時：平成21年10月21日（水）15:00～17:15
2. 場 所：農林水産省講堂
3. 出席者：（企画部会委員）鈴木部会長、荒蒔委員、合瀬委員、岡本委員、古口委員、平田委員、藤岡委員、松本委員、三村委員、森野委員
（農林水産省）郡司副大臣 他
4. 概 要：当方より資料説明後、委員と意見交換

【郡司副大臣挨拶】

- ・食料の不足は世界的に見ても続くであろうと言われている。また、飢餓に対して一方では飽食があるという問題もある。
- ・国内では高齢化が進み、地域の活性化に閉塞感がある。農家の所得低減という傾向が国全体の中にある。
- ・選挙による政権交代が行われ、国民の総意として農林水産行政の転換が求められていると理解。選挙の中で掲げたマニフェストの推進において転換させていきたいと考えている。
- ・企画部会は議論が一巡した状況と聞いているが、本日はこれまで議論した政策課題をマニフェスト等で示された与党の方針に沿って改めて整理し、今後、これに沿って主要施策の見直しに関する議論を進めていただきたい。
- ・マニフェストについてはお手元に配布させていただいた。後ほど説明する。
- ・企画部会は鈴木部会長のリーダーシップの下、示唆に富んだ幅広い議論を行っていただいていると承知しているが、今後は皆様の議論により、よりよい施策を構築し、国民が未来の食料・農業・農村に希望がもてるような新しい基本計画を作り上げたいと考えている。よりよいものになるように議論を重ねることをお願いしたい。

【企画部会の位置づけについて】

○合瀬委員

- ・赤松農林水産大臣が、先ほど日本記者クラブで食料・農業・農村基本計画の議論も審議会のメンバー、諮問も前政権から引き継いだものであるが、このままでいいのかという質問に対して、検討しているような発言をされていたが、今後の企画部会の位置づけをまずお聞きしたい。

○末松政策課長

- ・食料・農業・農村政策審議会は、食料・農業・農村基本法に基づいて実施されているものであり、企画部会において皆さんに基本計画の見直しについて議論していただいているところ。政権交代後、省内で整理をして、企画部会の位置づけについてはこのままで進めていくことで確認をしている。

○合瀬委員

- ・前の大臣から諮問をいただいて、新しい大臣に答申を返すことになるのか。

○末松政策課長

- ・法律上は農林水産大臣から諮問していただき、農林水産大臣に答申していただく

ことになっている。

【新たな農政の方向】

○郡司副大臣

- ・政策の柱の中に地域主権を明記し、戸別所得補償制度で農山漁村を再生すると明記させていただいた。
- ・政治の有り様をかえていくこととしている。これまでの官依存の体質を政治家主導に改めていく。
- ・法に基づいて設置されている審議会があるが、それ以外に局長の私的懇談会のようなものが50くらいあるので、それを整理することも検討している。どのような形の政の関与が適当かを考えているところ。
- ・農政のありようとしては、生産者に複雑でわかりづらい制度は見直すこととし、わかりやすい制度設計にする。また、補助金ではなく融資に重点を置いていくこととしている。使いやすく、わかりやすい施策の構築を目指す。
- ・農家の収入はここ10～15年で手取りが半減している。国のありようが問題だったのか、国が決定するような価格、または市場のあり方に問題があるのか、生活スタイルの変化にあったのか、原因はいろいろ考えられるが、政策として所得を安定させることが必要。そのために、戸別所得補償制度を導入する。EUのように前段において国民的合意が必要。
- ・民主党は2年前の参院選挙で農政にポイントをおいて議論した。今回の衆院選も同様。大きな柱の一つに戸別所得補償を掲げたことで、一定の合意を得たもの。
- ・さらなる国民的合意を得るためにも、審議会の委員の女性や消費者の割合を40～50%にしていく必要があるのではないかと考えている。
- ・戸別所得補償についてはご意見をいただきたい。まずは土地利用型から始める。これまでの政策を継承するものも残しながら、来年度にモデル事業を実施し、本格実施につなげていく。
- ・農林水産業の第一次産業の所得を増やすこと。そのために付加価値を見出すことが必要であり、6次産業化に取り組む。先進事例は時に、あの地域のあの人たちのという地域独特のものということが多く、これからは広く政策の後押しをして行きたいと考えている。これにより地域の活性化を進めるものである。
- ・委員の皆様には政策インデックス2009を是非お読みいただき、ご意見ご提言をいただきたい。

○平田委員

- ・コメから戸別所得補償を始めるということであるが、全作物で始めていただきたい。農家サイドからは、農業所得を上げるということは大賛成である。また、地域によって事情は異なっているということをお踏まえていただきたい。

○郡司副大臣

- ・戸別所得補償を全作物に導入ということをお申し上げる状況にはない。品目ごとに見れば、販売価格が生産費を上回っているものもある。保険のあり方の検討も進める必要がある。水産については、生産費という概念をどうするのかという議論がある。4年間という政権の間で完結するかどうかということもある。地域性についても考えていかなければならない。

○藤岡委員

- ・政権が変われば政策が変わることは覚悟しているが、急激な変化は現場には影響がある。法人や大規模経営をやっている者は、10年後、あるいは15年後を計画

し、設備投資を行っており、柔軟な対応が必要。

○郡司副大臣

- ・生き物を扱っているということを忘れてはならない。生産者・消費者にとって農業・農村は衰退の道を辿っている。これまでのやり方では駄目だが、大規模化等のこれまで経営努力してきた方が困るようなことにはならないよう留意したい。生産調整と切り離れた政策推進も探っていきたい。

【政策課題の整理について】

(大浦参事官から資料説明)

○茂木委員(代読)

- ・本日の会合については、カナダで開催される国際農業生産者連盟の執行委員会に出席するため、本会議に出席できないが、以下のとおり意見したい。

<企画部会の再開にあたって>

- ・前回の企画部会から2か月以上が経過しており、その間に政権交代という大きな変化があったが、日本の農業・農村は変わらず厳しい状況に置かれている。来年3月の答申に向けて検討すべき点は多く、非常にタイトなスケジュールとなるが、農業・農村に元気を取り戻すために、現場の農業者の目線から、引き続き意見を申し上げる。

<政策課題の整理について>

- ・政策課題の整理については、特に、「売れる農業、儲かる農業の推進」として農業所得の向上に重点を置いていることを評価。

さらに、次のような点について、明確に方向性を示すべき。

① 農業生産額と農業所得の目標設定

- ・農業者の意欲を高め、農業・農村に元気を取り戻すため、国が取り組むべき政策の目標として、農業生産額と農業所得の増大目標を設定することが必要。その上で、生産・加工・流通の一体化といった6次産業化や価格の向上、生産量の拡大、コストの削減等の必要な施策を関係者が一体となって具体化することが必要。

② 具体的な食料自給率目標の設定

- ・食料自給率は、農地の利活用と担い手の確保・育成によって食料自給力を強化するとともに、戸別所得補償制度や品目別の支援策を措置することなどにより、概ね10年後に50%の達成を目標にすることが必要。

③ 品目政策

- ・戸別所得補償制度については、米はモデル事業として実施するとしているが、麦・大豆・なたね・そば・畜産・酪農などの制度設計を早急に進めることが必要。さらに、花き・茶・こんにゃくなどの地域農業において重要な作物についても、戸別所得補償制度も含めた経営安定対策や支援策を検討することが必要。

○松本委員

- ・構造展望の整理が消えているのではないか。農業、農村をどのようにしていくか、夢のある展望が必要。

○合瀬委員

- ・マニフェストには将来のあるべき農業の姿をどうするのかというゴールが書いていない。所得補償は農業所得の減少という血を止める一つの手段であって目的ではないはず。どういう構造を目指してどういう手段を取るのかを議論すべき。

○荒蒔委員

- ・「政策課題の整理」は明快に整理しており、色々な課題が出ている。来年の3月

まであと数カ月で審議会として結論をお示しできるかを考えると、5年後、10年後の日本農業の目標とかこうしたいということに集中した議論をすべき。

○平田委員

- ・食料自給率 50 %に上げる目標が仮にできたとしても、現状では難しいのではないかと。一番の問題は、農業をやる人がいない、若い担い手が少ないこと。所得が安定していないのが問題であり、サラリーマン並みの所得を保証するためにどうすべきか、人材の育成ということが求められているのではないかと。人材育成は現行制度では、非常に難しい。また、生産一本だけでなく、6次産業化とか、販売して利益を出していく農業をやる経営者の育成が必ずしもできていないのではないかと。ここでもう一度考えるべき。

○合瀬委員

- ・WTO、FTA がどうなるか分からないが、外国との関係を考慮せざるを得ない。戸別所得補償制度は価格が下がった場合のセーフティネットとして良い制度と思うが、対象を絞らなくて良いのか。関税が下がってもすべての農家を守ることであればそれは一つの見識だが、それには莫大なお金が掛かる。国民の合意が得られるだろうか。多面的機能への対価であれば、別途小さな農家向けの環境支払いなどを用意して、政策を整理する必要がある。
- ・マニフェストについて、もう少し目指す農政全体の構造が分かるような説明をいただきたい。

○古口委員

- ・町の農家の意見として、来年の米関係の政策を早く決めてくれとの意見がある。11月は来年の計画を立てる時期。
- ・個々の政策について、審議会としては、マニフェストに拘束されることなく、審議会として意見を出し合って議論すべき。
- ・農業の後継者問題については、所得向上も大切だが、すでにそれだけでは済まないように思える。魅力ある農村の姿というものを示すことも必要だ。

○藤岡委員

- ・今まで審議会でも議論してきた担い手についての議論が見えなくなっている。戸別所得補償制度はセーフティネットとして反対されないと思うが、一方で規模拡大し海外と対抗しようとしていた農家にとって5年、10年先のビジョンが描けない。若い人が夢を持てる政策の柱が欠けているのではないかと。社会保障のような面がある。挑戦する人を盛り立てるような前向きな政策があって、農業が産業として残っていけるのではないかと。

○平田委員

- ・日本は価格支持政策を続けてきたが、必ずしも所得確保につながらなかった。OECD 諸国の中で価格支持の割合が日本は韓国に次いで高い。農産物の値段は高いが、所得につながらず若い人が育たない。
- ・米の価格支持政策をどうするか考えるべき。価格下がれば生産面積が小さな人は対応できなくなり、大規模の人しか残れない。兼業農家の問題をどうするか。
- ・デカップルした生産の支持は必要。それにより農村が活性化し、多面的機能が発揮され、日本は良くなる。
- ・現行の仕組みのままでは良くなるのではないかと。

○岡本委員

- ・食料・農業・農村をどんなゴールに持って行くか。国民の合意を得るためにも、農業に関心を持ってもらう必要がある。食料や環境だと一般的に関心が高いが、

そこから農業・農村まで考えを及ばず人は少ない。分かりやすい政策が重要となる。新規で入る人も、分かりやすければ将来が見えやすい。今後どうしようとしているのか教えてほしい。

- ・食品の表示について、物を買う時、素性分かるものは表示時でしか知ることが出来ない。環境に配慮したとかエコフィードなどについて、それがなければわからない。今後どうなっていくのか、どうしていこうとしているのか。
- ・食育について、食品ロスと環境や食料の話、多面的機能の話などを行っているが、農林水産省としての食育を議論で扱ってほしい。

○三村委員

- ・長期的方向性は間違っていないと思うが、分かりやすさが重要。5～10年後のビジョン。個別の所で、優先順位を付ける必要があるのではないかと。発信力をもっと少し高めた方が良い。
- ・所得の安定と同時に、付加価値を高めることは農業を強くしていく上で基本。安定的かつ自立的に経営でき、長期的に投資していけることが必要。付加価値という言葉重視していただきたい。

○古口委員

- ・食育というのはどの部門が担当なのか。色々な組織が絡み合っていて、現場に一貫して教育ができていない。わかりやすさ、現場の取り組みやすさだと思う。

○平田委員

- ・食料安定供給の面からは、国際的に考えても、農地の確保が重要。
- ・生産コストを下げる努力はまだ足りない。全国一律ではなく、適地適作を進める必要があり、それが強い農業や、経費削減につながるし、将来の農業を育成することにもなる。
- ・日本の農業の生きる道は安全安心であり、将来の輸出も含めて GAP や HACCP など、安全安心な農業をもっと進める必要がある。もう一つは、環境問題がいわれている中、持続可能な循環型農業をやっていく必要がある。
- ・農業の持続的発展については、直接支払いが基本になるが、若い人が農業に就けるような政策をもっと進める必要。今までの延長線上にある農業ではなく、全く新しい形態の農業を創造するための若い人材の育成が必要。作るのはそれほど難しくないので、それを加工・販売して付加価値をつけられるような人材をどう育成するかが重要。
- ・農商工連携、輸出促進は必要。低開発国への技術供与や食料支援は日本の役割。
- ・農村振興では、新しいイノベーションなど農村に産業を育成しないと農村に人が入ってくるのは難しい。
- ・外国の旅行者が増えているが、都市農村交流、グリーンツーリズムの育成も必要。
- ・食育について、食事をして肉やハムベーコンなどは残されて、野菜は食べられている。日本で作られていないものによって自給率を下げていることがある、ということしっかりと子供のうちから教える必要。

○松本委員

- ・農地制度の抜本改正は、民主党も参画して改正制度を作り上げた。これは、農地に関わる国民全部が関係する基本的な制度改正である。これに農地利用集積円滑化事業という農地政策を新しい農地制度にはめ込んだ。これは与野党両者で作ったものだから、これを政権与党はしっかり担って欲しい。

○鈴木部会長

- ・農業農村の将来像をしっかりと整理する必要がある、という指摘が色々あった。

- ・現場の閉塞感に対して、10年20年後を見据えた明確なメッセージをできるだけ早く出す必要があり、それは現場だけでなく、国民にもわかりやすく、また、あまり短期間では変わらないような方向性を出すことが重要、という指摘をしていただいた。
- ・今回このように整理していただいたが、この整理の前面に、大きな方向性が見えるような部分が必要なのではないかとという観点で今日の議論の中で出てきたと思う。今後その点を検討する必要があるのではないか。
- ・所得補償制度導入についても、関税引下げがあった場合に財政負担をどうするかという問題もあるが、環境に配慮した支払いをどう組み合わせるかという点、果敢に挑戦する人を育てるという視点をどう組み込むかという点など、色々な論点が出てきたので、そのあたりを更に検討する必要があるのではないか。

○針原総括審議官

- ・我々が一つ一つ答えないのは今日の議論の性質によるもの。我々は議論をお受けして、政務三役にお伝えして、指示を仰ぎ、次回以降につなげていく。今までと変わらない。
- ・ゴールを示すべきではないかという話があったが、政策の手法と目標は、前回の基本計画の時も並行して議論していたので、やり方は変わっていない。

○高橋総合食料局長

- ・古口委員から指摘のあった早く方向を示して欲しいということについては、例年も今の段階では数量をお示しできていないので、ご理解いただきたい。

○山田審議官（消費・安全局）

- ・食育は、内閣府、文科省、厚労省、農水省など政府全体で取り組んでいる。農水省は、米飯給食の推進や国産農産物の消費拡大のほか、教育ファームなどの取組を複数の局で行っているところ。また、食全体、食べ物全体に関する生活習慣の知識など、育の部分も強めていきたいと考えている。

【戸別所得補償制度について】

（針原総括審議官から資料説明）

○松本委員

- ・全国一律単価で本当に持続的な制度とすることができるのか。土地利用型農業では超えがたき立地条件の差が地域地域で存在し、これをどう克服するかが農政の課題ではないか。東西での生産条件の違いや中山間地での不利な条件への配慮が必要。生産費が平均生産費より高い農家は戸数ベースで2/3、生産量ベースで1/3と相当の部分占めるが、これらの農家に対してどのように丁寧な制度設計を仕組めるのかが重要。そのような農家が参加しなくなれば、想定外の米価の下落を招く可能性もあり心配。水田利活用自給力向上事業についても、全国一律でうまくいくのかいささか疑問。地域に応じた2階、3階建ての制度設計とすべき。

○古口委員

- ・中山間地で4割の生産調整をするというのは、作るなというのに等しい。全国一律の単価には違和感がある。「生産調整」をなくして、「生産数量目標」を新たに作るということか。当年の価格を出すのには時間がかかっても、過去の価格や生産費はすぐにでも出るはず。このようなデータを現場に早く示して欲しい。

○合瀬委員

- ・定額部分は毎年出すが、定額部分を含めても生産費をカバーできないぐらい販売価格が下がった場合には、その部分も不足払いするということか。

○茂木委員（代読）

① 米戸別所得補償モデル事業

- ・22年産のモデル事業について、私どもは、需要に応じた米の生産に取り組む計画生産実施者に対するメリット対策と受け止めている。既に現場では、秋まき麦、来年の米生産に向け、待ったなしの時期に来ており、事業の目的や対象者、支援単価、交付時期などを早急に明らかにしたうえで、全国の稲作生産者に対する周知徹底と22年産米の計画生産の推進に取り組むようお願いする。

② 水田利活用自給力向上事業

- ・麦・大豆など戦略作物に対する直接支払については、助成金を全国統一単価で交付するといった面では分かり易い仕組みとなっているが、一方で、生産現場では、様々な懸念の声が出ている。これまで担い手を中心となってきた主産地の麦・大豆等の取り組みが後退しないか、地域の創意工夫ある取組や推進事務はどうなるのか、目標達成を交付要件としないことによって、米の需給が緩和し過剰米が増加するのではないかなど、こうした生産現場の懸念や、これまでの努力について、適切な評価と対応が必要。あわせて、これら事業にかかる推進体制についても、生産者や推進主体に混乱や過度な負担が生じないように、万全を期すようお願いする。

○針原総括審議官

- ・単価を全国一律にすべきかどうかは、民主党における過去の検討過程で十分に検討されたと聞いている。その検討を経て、選挙に臨んだのが全国一律という制度設計であり、そのような指示の下、事務方で検討を行っているところ。
- ・東西での生産条件の違いや中山間地での不利な条件への配慮については、すべてをこの戸別所得補償の制度にのせるのか、それとも中山間地域等直接支払い等の別の施策によるのか、どちらにすべきかを含めて、モデル事業を通じて検討していく。ただ、ひとつの施策の上に、規模拡大等の他の目的の施策をのせてしまうというのは、これまでも分かりにくいと御指摘をいただいていたところ。
- ・品質や流通・加工、規模拡大等による加算については、モデル事業ではそこまでは行わないが、別途の予算措置としては引き続き行うこととしており、政策体系全体の問題として検討していく。
- ・差額の定額部分を厚くするのか、薄くするのも検討が必要であり、定額部分が厚くなれば、買ったたかれる可能性もある。これから現場の意見も聞きながら検討を進めていくが、来年の米政策を示す時には、単価等ある程度のことは現場に分かるように努力していきたい。

○高橋総合食料局長

- ・需給調整に対する懸念については、今は米以外に予算措置を講じているが、今度は産地確立交付金と同様の予算が講じられた上で、米については需給調整に参加した人に支援措置が講じられる。今まで生産調整に参加してきた人には単価の見直しはあるが、転作には従来どおり金が出た上で、米にも金が出る。米の生産を増やそうとする人には金が出ない。逆に、今まで一切生産調整に参加しなかった人が、米の生産数量目標に完全に従うのは無理でも、少し大豆や小麦を作りたいというような場合、これまでは金が出なかったが、今度は麦・大豆の部分には金が出る。

これらのことが、どのように働くのかということを考えていただき、今回の措

置は、既存の支援措置の上に米の措置が加わるということは御理解いただいた上で、現場ではご判断いただきたい。

【その他】

○古口委員

- ・今後の進め方について依存はない。ひとつお願いがある。随分大きく制度も変わっており、資料2の中では、水田利活用自給力向上事業が導入され、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立支援事業の3つが廃止とある。今後どんなものが無くなって、その部分がどうカバーされるのか、あるいは無くなったままなのか、図表などを用いて分かりやすく示してほしい。我々も勉強が必要となる。

○藤岡委員

- ・今後のスケジュールは非常にタイトだが、本当に3月に答申をするのか。あるいは、先に延ばすということも考えているのか。

○末松政策課長

- ・タイトなスケジュールであることに間違いはないが、スケジュール通り進めていく。よろしく願いしたい。

○藤岡委員

- ・今後できるだけ多くの委員が参加できるよう日程を早めに決めて、スケジュール調整を行ってほしい。

(この後、鈴木部会長より提案のあった、荒蒔委員の部会長代理選出について全委員一致で賛成。)

(以 上)

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第13回）
議事次第

日時：平成21年10月21日(水)15時～17時

場所：農 林 水 産 省 講 堂

- 1 開会
- 2 農林水産副大臣挨拶
- 3 新たな農政の方向
- 4 政策課題の整理について
- 5 意見交換
- 6 戸別所得補償制度について
- 7 意見交換
- 8 その他
- 9 閉会

【配付資料一覧】

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料1 政策課題の整理

資料2 戸別所得補償制度に関するモデル対策

資料3 企画部会における基本計画の検討の進め方（案）

資料4 食料・農業・農村基本計画に関する国民的議論の展開について（案）

資料5 国民からの御意見・御要望について【省略】

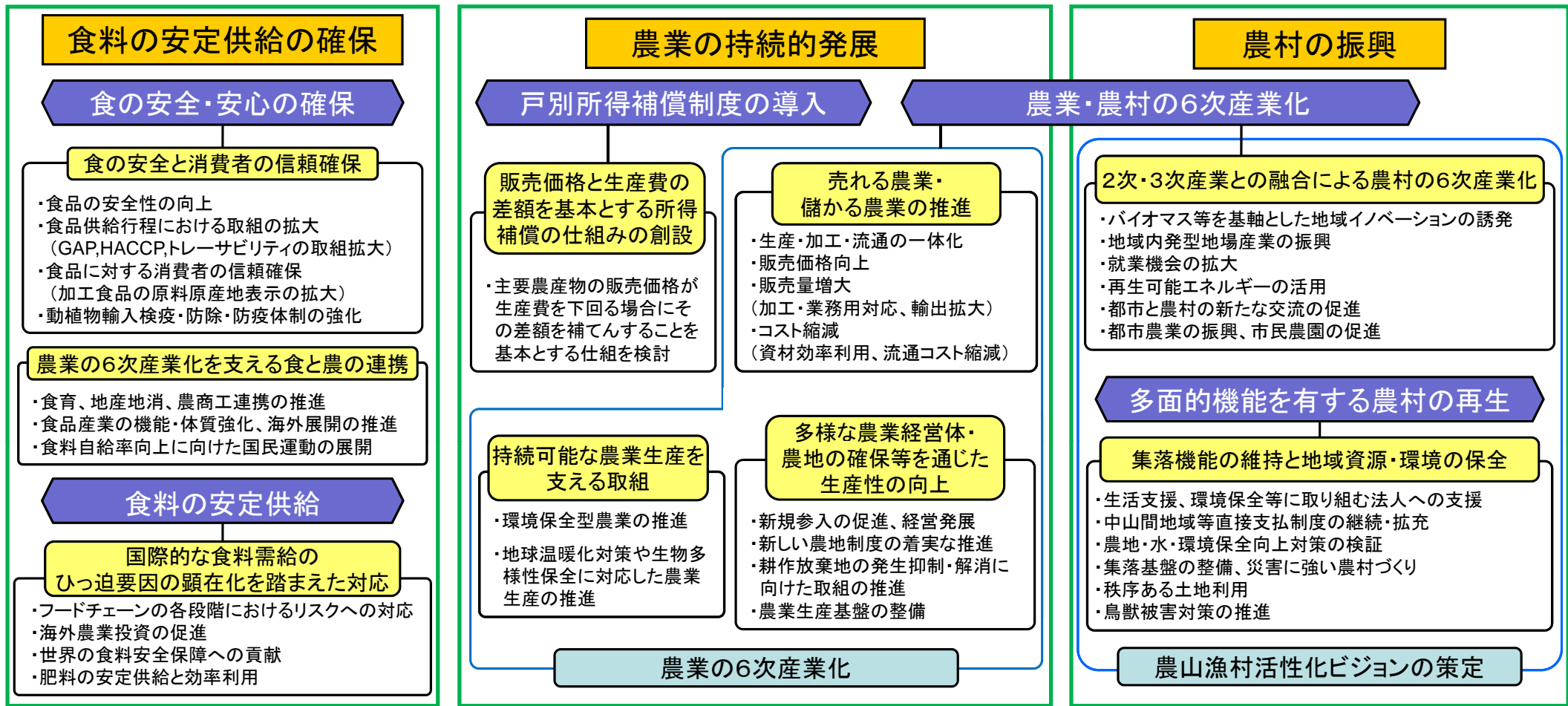
配布資料はホームページに掲載（<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/13/index.html>）

食料・農業・農村政策審議会企画部会 委員名簿

あらまき 荒 蒔	こういちろう 康 一 郎	キリンホールディングス株式会社相談役
おうせ 合 瀬	ひろき 宏 毅	日本放送協会解説主幹
おかもと 岡 本	あきこ 明 子	環境カウンセラー・主婦
こぐち 古 口	たつや 達 也	栃木県 ^{もてぎ} 茂木町長
すずき 鈴 木	のぶひろ 宣 弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授（部会長）
たまおき 玉 沖	ひとみ 仁 美	株式会社リクルートじゃらんリサーチセンター客員研究員
ひらた 平 田	かつあき 克 明	有限会社平田観光農園代表取締役会長
ふかがわ 深 川	ゆきこ 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
ふじおか 藤 岡	しげのり 茂 憲	有限会社藤岡農産代表取締役 社団法人日本農業法人協会 前副会長
まつもと 松 本	ひろた 広 太	全国農業会議所専務理事
みむら 三 村	ゆみこ 優美子	青山学院大学経営学部教授
もてき 茂 木	まもる 守	全国農業協同組合中央会会長
もりの 森 野	よしのり 美 徳	都市ジャーナリスト
よしかわ 吉 川	ひろし 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

（五十音順、敬称略）

「政策課題の整理」の概要



食料自給率目標の設定

・具体的目標の設定
 (戸別所得補償制度など各種施策の見直しの中で、具体的な目標水準の設定)

・指標性を高める補完的指標の整備
 (国民理解の醸成、生産額ベース食料自給率の積極的活用、農業生産力に関する指標の検討)

食料自給率の向上

技術の革新的な向上と地球環境問題等への貢献

・変革を実現するための「技術・環境総合戦略(仮称)」の策定

・技術革新による産業構造の変革

(研究開発から普及・産業化までの一貫した支援、イノベーションの推進、新たな産学官連携の枠組みの構築)

・地球環境問題等への積極的貢献 (バイオマス等の供給、農業分野の排出削減の加速化)

「農」を中心とする多様な連携軸の構築と絆の強化

・「農」を中心とする多様な連携軸の構築

(人材の育成・確保、連携に取り組む関係者への支援)

・連携の絆を確かなものとするための活動支援

(食と農の現状や魅力を発信する活動への支援、農と関わりを求める若者等新たなパワーの周知と支援)

施策の総合的・計画的な推進に必要な総論的事項

・基本的かつ長期的な目標や原則等の明確化

・施策の重点化・統合化と実施手続き簡素化の推進

・国民的議論の喚起とその成果の施策検討への反映

・施策の企画・立案過程における透明性の確保

・施策のPR徹底と現場浸透のための情報提供ツールの強化

(3) 食品に対する消費者の信頼の確保

- HACCP手法の導入が困難な中小零細の食品製造事業者等に対して、これらの事業者が食品の安全性の向上と品質管理の徹底に取り組めるようにするための施策を重点的に推進する必要。
- 食品に関する事故の発生時に発生箇所の特定制や迅速な回収の基礎となるトレーサビリティの確立については、まず、平成22年10月に施行される米及び米加工品の入出荷の作成・保存の制度をしっかりと定着させるとともに、その施行状況を踏まえた実施上の課題を整理し、さらに、米以外の品目の入出荷記録の作成・保存状況の実態等を把握した上で、検討を進める必要。また、農業者、中小企業者も実施可能となる環境づくりを進める必要。
- 通販やネット販売などの販売方法の多様化、加工食品の製造工程の複雑化等に対応し、多様な手段により、より充実した情報にアクセスできる仕組みの構築について検討し、食品企業の指針の策定など、食品情報提供を充実する仕組みを構築する必要。その一環として加工食品の原料原産地表示等の拡大について検討することが必要。
- 食品の品質管理や消費者への情報提供など食への信頼向上活動に意欲的に取り組む食品事業者が民間の主体により適正に評価される仕組みの構築を検討する必要。
- 食品産業は、消費者にとって店舗で食品を購入したり、飲食する際の相手側となることから、法令の遵守、適切な表示、情報提供など、消費者の信頼を得た上で、産業としての健全な発展を図る必要。
- 食品表示に関して、消費者庁などの関係省庁と連携の枠組みが必要。

(4) 動植物輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化

- 農作物の病虫害や家畜・水産動物の伝染性疾病の侵入・まん延を防止するため、水際での検疫措置や国内での防除・防疫措置の強化を行う必要。
- 適切な獣医療を提供する体制の整備を推進することが必要。

2 農業の6次産業化を支える食と農の連携

(1) 食育の推進

- 食育推進基本計画に沿った関係府省の施策や学校、保健所、JA、自治体等関係者の取組を更に促進するとともに、食と農の現状や魅力について一層の理解を得るために、教育ファームをはじめとした地域に密着した自発的な食育活動への支援等の施策を強化する必要。
- 食育は、栄養面の視点、食の安心・安全に関する取組に偏るのではなく、食と農に関する知識や生活習慣に関する事項等を含めたより幅広い分野をカバーする取組として位置付けて推進すべき。
- 農林水産業の魅力を消費者に伝える人材を育成していくことも必要。
- 消費者への啓発普及に一層取り組むことが課題。

<p>(2) 米を中心とする日本型食生活の推進</p>	<p>○ 食事バランスガイドの実践度が低い現状を踏まえ、ガイドに則した食生活が健康はもとより食料自給率の向上に結びつくなどの意義の明確化を図ることにより、これを推進していくことが必要。このため、米を中心とした日本型食生活を推進し、特に自給率向上に貢献する米の消費拡大の取組については、米飯学校給食の推進を含め、一層強化していく必要。</p>
<p>(3) 地産地消の推進</p>	<p>○ 消費者の直売所等に対するニーズは依然として高い一方で、収益力の低い直売所が多くを占めている現状を踏まえ、地場農産物の品目・数量の拡大や直売所の連携を通じた周年的な品揃えの充実等による直売所の運営・販売力の強化が必要。</p> <p>○ 都市部での直売、加工による高付加価値化、学校給食、社員食堂、病院、外食等との連携など、新たな展開が現れてきている状況を踏まえ、潜在的な可能性を活かし切れていない地域における内外の実需者との連携の強化等による地場農産物の利用拡大が必要。</p>
<p>(4) 農商工連携の推進</p>	<p>○ 農業及び農村に由来する農産物等の資源を効率的かつ最大限活用し、地域の活性化を図るため、農業、食品産業、観光産業、IT産業などの様々な異業種が有機的に連携し、相互のノウハウ、技術等の経営資源を有効に活用して行う商品・サービスの開発、販路開拓等の取組を推進することが必要。</p> <p>○ 農商工連携の取組を加速化するため、コーディネーターの育成・確保とその活動を強化し、様々な異業種とのマッチング、販路拡大機会の創出、消費者ニーズを踏まえた売れる商品開発などの取組を専門的かつ総合的にサポートできる体制の構築が必要。</p> <p>○ 農商工連携による地域の農産物の活用促進を図るため、地域の農産物を活用した商品等の事業化に必要な食品の加工・販売施設や農業機械施設等の整備を推進することが必要。</p>
<p>(5) 食品ロスの削減</p>	<p>○ 食料資源の有効利用、環境への負荷の軽減、社会経済全体コストの低減といった観点から、食品の廃棄や食べ残しの減少を促進するため、事業者、消費者による取組を促していく必要。</p> <p>○ このため、賞味期限・消費期限という表示の趣旨が消費者等に適正に理解されるよう一層の普及活動に努めるとともに、小売店での売り方の工夫、欠品を消費者がやむを得ないものと受け止める社会作りなど、事業者、消費者など国民全体で食品ロスや無駄を減らす取組を推進し、広く啓発、普及を図ることが必要。</p>
<p>(6) 消費者との新たな連携</p>	<p>○ 今後、企業的経営の農業参入が促進される中で、農業経営に消費者の参画を得るなど様々な方法で消費者との連携を進める地域の取組を加速することが必要。この観点から、生産者が消費者との連携により取引関係の緊密化を図る取組に対する支援策のあり方を検討することが必要。</p> <p>○ また、農業サイドから消費サイドに対するより積極的な情報発信を促すことも重要。</p>
<p>(7) 食品産業の機能強化 ① 食品産業の事業基盤の強</p>	<p>○ 多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展の中、国民への安全な食料の安定供給や地域経済の担い手とし</p>

化	<p>ての食品産業の事業基盤の強化が必要であるため、食品産業の将来方向の総合的な検討を行うことが必要。</p>
②食品流通の効率化・高度化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、麦産業について、国内農業、加工・流通、消費まで含めた産業全体の将来ビジョンを作成し、それに基づき事業基盤の強化を図ることが必要。 ○ 国内市場は少子高齢化等により成熟化する一方、近隣には経済発展に伴い拡大傾向にある魅力的な市場が存在することを踏まえ、我が国の食品産業の経営体質、国際競争力を強化する観点から、食品産業の海外展開を推進することが必要。 ○ 穀物等の高騰時にも、食品産業が安定的に原材料を調達できるような仕組みの検討が必要。 ○ 流通の効率化については、卸売市場の再編・整備、物流効率化、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進に関し、これまでの政策の効果を踏まえ、それらを一層進めるための具体的な改善方策を明らかにする必要。
③資源の有効利用を通じた環境との調和と体質強化の追求	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、①フードチェーン全体でのシステム構築と②新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が急務(食品産業グリーンプロジェクトの推進)。
④国内産地との連携強化による外食産業の健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外食産業(中食産業を含む。)について、国民の食生活を支える上での役割の大きさや国産農産物の大口需要者としての位置づけを踏まえ、今後も高齢化や個食化など、社会・経済情勢の変化に対応して、健全な発展を図っていくことが必要。
⑤農業と食品産業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農商工連携や食品産業の農業参入といった流れを一層促進する観点から、既存の関連施策の実施状況を検証し、農業と他産業の連携軸を一層強化していく取組が必要。
⑥少子高齢化社会に対応した小売業のビジネスモデルの変革	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットスーパーや宅配、マルシェ等、新たに台頭しつつある食品サービス業の動向や、中心市街地における専門小売店の減少問題、消費者の購買行動の変化を踏まえた取組を進めることが必要。 ○ 急速に進展する少子高齢化社会の中、とりわけその進展が顕著な中山間地域、都市部の団地などにおいて食料品を購入できる店舗が身近から消失した場合にも、個別に交通手段を有しない高齢者等が日常的に食料品を購入する機会を確保することが必要。
(8)食料自給率向上に向けた国民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新鮮、高品質、顔が見えやすい等の特徴を有し、多面的機能の発揮にも資する国産農産物購入のメリットを消費者が共感・享受でき、国産農産物の利用・消費が促進される条件整備を行う必要。 ○ フード・アクション・ニッポンの活動の一環として、地域の先進的な取組に関する情報を幅広く発信し、他地域の関係者が情報交換できるような場を確保することにより、農業における新たな取組を拡げていくことが必要。

3 国際的な食料需給のひっ迫要因の顕在化を踏まえた対応

(1) 様々なリスクへの対応

- 食料の安定供給は、国内生産の増大を基本に、安定的な輸入の確保と備蓄を組み合わせることにより確保されることが必要。
- 近年、グローバル化の進展、経済の高度化、食料品の生産流通の複雑化、高度化等に対応して、フードチェーンの各段階において食料の安定供給に係る様々なリスクが生じてきており、また、民間やNPO等を含む多様な主体がリスク対応に一定の役割を果たすようになっていることを踏まえ、より広い枠組で食料安全保障について検討していくことが課題。
- 安全保障という視点から国として食料をどう捉え、どこまでを最低限やるのか、そのために何をやるのかを示し、国民に発信することが必要。
- この一環として、不測時においては国内生産資源の最大活用による農業生産の拡大が不可欠との観点から、食料安全保障を国家戦略として明確に位置付けることについても検討する必要。

(2) 輸入食料の確保に向けた海外農業投資の促進

- 国民への食料の安定供給を図るとともに、世界の農業生産の増大に資するため、輸入の安定化・多角化を図る必要がある農産物について、投資環境の整備、ODAとの連携、公的金融の活用等により、政府・関係機関が一体となって、我が国からの海外農業投資を促進していくことが必要。
- 「責任ある国際農業投資」を促進するための国際的枠組みの構築に向け、関係国及び国際機関とともに国際社会の取組を主導していくことが必要。
- 輸入の安定確保の観点から、何をどこからどのような方法で輸入すべきかについて、品目別に検証することが必要。
- 輸入依存率の高い我が国においては、刻々と変化する世界の食料状況を国民に広報し、認知してもらうことが重要。

(3) 世界の食料安全保障への貢献

- 世界と我が国の食料需給の安定化の観点から、世界の食料生産を促進し農業投資を増加させるための国際的な取組を進めるとともに、国際協力の活用方策を明らかにする必要。
- 日本の世界貢献、国家戦略の一環として、米等の備蓄に係る位置付け、ルール及び運用方法について、大きな視点に立って検討することが必要。

(4) 肥料の安定確保と効率的利用の促進

- 世界的に需要が増大等している肥料については、将来的な安定供給の確保を図るため、海外原料の安定確保に加え、国内の有機資源の活用や肥料の利用効率の向上等、中長期的な視点から、総合的な戦略を検討・推進することが必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外原料の安定確保については、輸入商社や関係省庁等との連携により、資源外交等、他の重要資源で講じられている手法も参考としつつ、世界的な需給見通し、主要資源産出国の動向等の情報を収集・分析し、安定確保に向けた効果的な方策の検討を行うことが課題。 ○ 国内の有機資源等の活用については、下水汚泥や家畜ふん尿をはじめとする地域の未利用・低利用資源の効果的な利用を促すこと、肥料の効率利用については、土壌診断に基づく適正施肥の徹底や効率的施肥技術の導入等のさらなる推進が必要。
<p>II 農業の持続的発展 〈農業の6次産業化の推進〉 1 販売価格と生産費の差額を基本とする所得補償の仕組み(戸別所得補償制度)の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米、麦、大豆等の主要農産物を生産する農業者の所得を補償するため、販売価格が生産費を下回る場合にその差額を交付することを基本とする仕組みを創設することが必要。 ○ 上記のような仕組みを導入するに当たっては、対象農産物の作付面積の確認や交付金の支払いなどの実施体制や、必要なデータを把握するための統計組織の体制整備などについて検討することが必要。 ○ 地域農業を活性化させ、農業を魅力あるものとする観点から、生産者の努力を前提として、再生産が可能となる所得水準を確保する施策について検討することが必要。
<p>2 生産・加工・流通の一体化等による「売れる農業、儲かる農業」の推進 (1) 所得向上に向けた取組</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 生産サイドに加工・流通を取り込んだ付加価値向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業所得を増大させる観点から、生産・加工・流通の一体化や連携による付加価値の向上をはじめ、ニーズに対応した農業生産の高品質化・高付加価値化による販売価格の向上、加工・業務用対応等の強化による販売量の拡大、生産性の向上を通じたコストの削減等を進めていくことが必要。このため、農業生産全般にわたる施策を総合的かつ戦略的に推進するための方向を示すことが必要。 ○ 生産・出荷単位である産地が生産・販売戦略を持ち、状況変化に対応しながらその実行が円滑に進められるよう、産地の生産・販売戦略の立案・実行に対する総合的な支援が必要。 ○ 農業主導の6次産業化によって所得増大に取り組む者をモデル的に支援する必要。 ○ 大豆300A技術やばれいしょのソイルコンディショニング技術など生産プロセスの改善に資する技術の生産現場への導入を促進し、生産コストを縮減することが重要であり、更に技術開発を進めることが必要。また、消費者及び実需者ニーズに対応した高品質な農産物・食品の開発等技術を更に進めていくことが必要。 ○ 農産物の出荷のみならず、直接販売や加工・外食を手掛けることにより、付加価値の向上に結びつけていくことが重要。

(3) 販売価格の向上

① 需要を起点とした生産

- 農業サイドによる販売・加工等の取組を推進するための技術・ノウハウの導入、施設整備等を支援する必要。
- 今後、地域ブランドの確立や、食品製造業・流通業との連携を含めた施策のあり方を検討することが必要。この一環として、地理的表示を支える仕組みを検討することが重要。
- 消費者や実需者が求める需要を的確に把握し、これを対応した数量・品質・時期を確保した生産・出荷を推進することが必要。
- このため、
 - ・ 量の観点からは、需給情報の発信による適切な出荷量への誘導、契約栽培等による計画生産の推進、
 - ・ 質の観点からは、ニーズに対応した品種・品目・農法(有機農業等)への転換の促進や家畜の能力向上、販売先に応じた生産方法・荷姿への転換の促進、
 - ・ 時期の観点からは、産地間リレー出荷など産地間連携の推進等を図ることが課題。
- 農産物のブランド化を推進することによる付加価値の向上が重要。

② 産地における価格交渉力の強化

- 流通・小売業者等の価格決定力の増大に対応して、適正価格での取引が可能となるよう、契約取引の増大、農業者販売ロットの拡大や複数チャネルの確保等を図るとともに、農産物のブランド化の推進に努めることによる価格交渉力の強化が必要。

③ 付加価値を高める流通の推進

- 農産物の付加価値を増大させ農業者の所得拡大につなげるためには、流通段階での品質劣化等による農産物の価値が損なわれないよう、生産から消費に至るまでの一貫したコールドチェーン体制を通じた品質の維持向上を図ることが重要。

(4) 販売量の拡大

① 加工・業務用原料の輸入から国産への転換

- 原料調達に係る輸入から国産への転換を促進する観点から、野菜・果実等の加工・業務用需要に対応するための生産・流通体制の整備や、今後とも需要拡大が見込まれるチーズ等について、国産原材料を使用した製品の供給拡大が必要。

② 農林水産物・食品の輸出の拡大

- 農産物の輸出拡大に積極的に取り組むべき。近年のように輸出環境が厳しい状況下においては、情報発信や支援策等について、これまでの取組を継続するだけでは十分な効果が期待できないと考えられ、輸出に結びつく取組への支援をより一層きめ細かく、かつ着実に行うことが必要。
- このため、
 - ① 事業者が輸出しやすい環境整備
 - ② 意欲ある事業者に対するきめ細かな支援活動の重視
 - ③ 新規海外市場・需要の開拓

	<p>といった戦略的な観点から、輸出促進策の見直しを行っていくことが必要。</p>
<p>(5)コストの縮減</p> <p>①資材の効率的利用とコスト縮減(肥料)</p>	<p>○ 施肥コスト縮減のためには、土壌中に過剰蓄積された肥料成分を踏まえた減肥や、局所施肥等の肥料の利用効率を高めるための施肥技術の導入等により、施肥量の抑制を図ることが必要。</p> <p>○ さらに、単肥等の安価な肥料の利用や肥料流通の効率化により、購入する肥料価格自体を抑制する取組も重要。</p>
<p>②資材の効率的利用とコスト縮減(農薬)</p>	<p>○ 農薬コストの縮減に当たっては、安価な大型包装農薬やジェネリック農薬などの活用を推進することが重要。その際には、農薬の安全確保を前提として防除効果を維持しつつ防除の統一を図るなどの工夫が必要。</p> <p>○ また、総合的病害虫・雑草管理(IPM:生物的防除や物理的防除など利用可能な防除手法を適切に組み合わせる手法であり、化学農薬の使用抑制を含め、防除費用全体の削減も可能)を更に推進していくことが重要。</p>
<p>③資材の効率的利用とコスト縮減(農業機械)</p>	<p>○ 農業機械コストの縮減に向けて、①機械の共同利用やコントラクターへの作業集積により、機械1台当たりの稼働率を高める取組、②農業機械を保有するのではなく、レンタル等により投資を抑制する取組が重要。</p>
<p>④流通コストの縮減</p>	<p>○ 産地と消費地の直接取引や集出荷作業の簡易化などの取組を促進するとともに、物流の効率化を一層進めることにより、多様で効率的な流通の形成等を通じた流通コストの縮減方策を明確化し、これらを総合的に実施していくことが必要。</p> <p>○ この一環として、全国的な卸売市場の再編・連携を加速化するための具体策について検討を進めることが必要。</p> <p>○ 農産物の付加価値を増大させ農業者の所得拡大につなげるためには、流通段階での品質劣化等による農産物の価値が損なわれないよう、生産から消費に至るまでの一貫したコールドチェーン体制を通じた品質の維持向上を図ることが重要。 また、新技術の導入等による流通コスト削減やCO2の削減に配慮した環境問題への対応によるフードチェーン全体での流通の効率化・高度化を図ることが重要。</p>
<p>⑤農協の経済事業改革</p>	<p>○ 農協の販売力の強化や生産資材価格の引下げ等に対する農業者からの期待が高いことを踏まえ、地域のJAにおける先進的な取組をより広範に広げていくこと等により、販売事業と購買事業の両面で更なる事業改革を進めていくことが課題。</p>
<p>⑥産地基幹施設の利用・整備</p>	<p>○ 出荷コストの低減を図るため、穀類乾燥調製施設や園芸作物の集出荷施設等の産地基幹施設の再編や販売力に優れた生産法人への部分貸与等の利用の効率化を進めるなど、最適な産地基幹施設の利用・整備の推進が必要。</p>
<p>(6)知的財産の保護・活用</p>	<p>○ 海外に我が国の植物新品種が無断で持ち出され栽培されている事実や、海外において我が国の地名等が第三者によって商標出願されている事案に対し、我が国の農産物の高付加価値化・ブランド化を推進する観点から、国をはじめ関係機関・関係者による知的財産の保護を推進する必要。</p>

(7)収益部門の育成・強化

〔品目別の取組〕

①米

- 農業所得向上を図る観点から、高収益な花き等の非食用農産物生産の取り組みも重要。
- 施設園芸を高度化した植物工場について、収益部門としてさらに普及を進める観点から、コスト縮減等の課題に対応した支援策を拡充する必要。
- 機能性農産物についても、新たな収益部門に成長する可能性を有していることを踏まえ、安全の確保にも留意しつつ、新食品・新素材等の開発を支援していくことが課題。

②麦類(小麦)

- 米の消費拡大の推進、水田等の有効活用による米粉用米、飼料用米の生産を通じた生産の拡大を図るとともに、販売価格向上のため販売先と直接結びつく取組等の促進、加工体制の整備、直播や生産資材の効率的利用を通じた生産コストの低下を図ることが必要。
- 生産調整については、国内の人口減少等により米の需要量の大幅な拡大は望めず、主食用米の需給ギャップが今後も存在する見通しであることを踏まえ、戸別所得補償制度の導入と併せて、そのあり方について検討していくことが必要。
- 品質向上を図り市場評価を高め、販売価格を上昇させること、新たな国産小麦の需要開拓を行うこと、生産の不安定性や単収の伸び悩み等に対応していくことが課題。
- このため、以下のような取組を進めることが必要。
 - ・ 付加価値の向上の取組の推進
 - ・ 需要拡大が期待できるパン・中華めん用を含めた良質な新品種への作付転換
 - ・ 水田の有効活用の一環としての裏作麦の作付拡大による農地及び農業機械・施設の高度利用
 - ・ 乾燥調製施設の有効活用による低廉な乾燥調製サービスの提供

③豆類(大豆)

- 水田等の有効活用により、大豆の増産を推進する必要。
- 品質や収量の向上・安定化のための栽培技術体系である大豆300A技術や転作田における地下水水位制御システムを普及させ、需要に応じた生産拡大が必要。

④そば、なたね

- 自給率向上、バイオマス利活用等の観点から、地域特産物であるそば、なたねについても、地域の多様な取組について支援すべき。

⑤野菜

- 生鮮需要向けの単一品目に特化した大規模産地のみならず、加工・業務用野菜や少量・多品目生産など、多様化するニーズに対応した機動的な生産体制の確立を進めるため、指定産地・価格安定制度の見直しを検討。
- 価格交渉力の向上に向けた契約取引等の取組拡大を図ることが課題。

⑥果実

- コスト縮減に資する生産・流通体制の改善を進めていくことが必要。
- 産地の生産・販売戦略に基づき、顧客が満足する品質の生産に努めるとともに、川上から川下に至る関係者間で出荷情報等を共有し、計画的な生産・出荷体制を構築することにより、取引環境と市場価格の安定を図ることが必要。また、優良品目・品種の導入や園地整備等への支援も必要。
- 増加している加工・業務用需要に対応した果実の生産・流通体制の整備を進めることが課題。

⑦花き

- 近年、需要が縮小傾向である中で輸入が増加傾向にあるが、一方で、高収益性品目であり、更なる市場開拓の可能性が見込まれることから、需要拡大に向けた取組に対して支援するとともに、国産花きの強みを生かした生産・販売の仕組みを構築することが必要。

⑧生乳

- 指定団体による生乳の流通合理化や需給調整機能の強化、中小・農協系乳業メーカーの工場再編・統合等による適正な価格転嫁・交渉力の向上が必要。
- 酪農家の経営安定と生乳の安定供給の確保を図る観点から、加工原料乳の再生産の確保、需要増加が期待されるチーズ向けの生乳の供給拡大や国産ナチュラルチーズの高付加価値化、牛乳・乳製品の消費拡大対策等を総合的に推進する必要。

⑨牛肉

- 国産牛肉のブランド化に向けた地域の販売戦略策定や飼養管理技術の向上等を支援する必要。
- 海外需要・販路の拡大を図るため、輸出解禁に向けた働きかけ、相手国の衛生条件等に対応した食肉処理施設の整備を支援する必要。
- 販売価格、販売量の向上を図るため、消費者の理解の増進が必要。また、加工や外食等の実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工や、産地と小売・外食部門との連携強化を推進する必要。
- 生産コスト縮減を図るため、国産飼料の生産・利用の拡大に加え、産肉(増体)・繁殖能力の向上や肥育期間の短縮等が必要。

⑩豚肉

- 商品価値の訴求やブランド化を推進するため、飼料用米を給与した豚の高付加価値化や銘柄豚の確立を支援する必要。また、エコフィード利用畜産物認証制度を検討する必要。
- 新技術の導入等により生産プロセスを改善するため、新たな飼養管理方法の実証、事故率低減や繁殖性の向上等による生産性向上に係る取組を支援する必要。
- 販売価格、販売量の向上を図るため、消費者の理解の増進が必要。また、加工や外食等の実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工や、産地と小売・外食部門との連携強化を推進する必要。

<p>⑪鶏肉、鶏卵</p> <p>⑫飼料(畜産物共通)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売価格、販売量の向上を図るため、鶏卵は、需要動向に応じた生産者の自主的な需給調整の取組を推進する必要。鶏肉は、地鶏や銘柄鶏など国産鶏肉のブランド化を推進する必要。 ○ 生産コストの縮減を図るため、改良による産卵能力や産肉能力の向上、飼養管理技術の高度化を推進するとともに、生産段階における飼養・衛生管理の徹底等を推進する必要。また、流通コストの縮減等を図るため、鶏卵処理施設や鶏肉処理施設の近代化(衛生管理向上に必要な機械の導入)を推進する必要。 ○ 畜産経営の安定化を図り、コスト縮減を図るため、水田等の有効活用を通じた飼料生産や飼料生産受託組織(コントラクター)の経営高度化、草地生産性の向上、エコフィードの活用等を推進し飼料自給率を向上させる必要。 ○ 飼料自給率を向上させるため、耕畜連携を一層推進するとともに、飼料用稲・米の増産と多収品種の開発を急ぐことが課題。さらに、飼料自給率向上施策と耕作放棄地解消施策を有機的に関連づけるとともに、草資源としての里山・林地の活用を図ることも課題。その際、牛の放牧の効用を踏まえ、放牧に対する支援を強化することが必要。また、高位生産草地への転換促進や水田における飼料作物増産対策を強化することが必要。 ○ 耕作放棄地の解消・有効利用対策として、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料自給率の向上を図るため、長期的な視点で国産飼料増産政策を確立し、耕畜連携による相互の経営発展を支援することが必要。
<p>3 持続可能な農業生産を支える取組の促進</p> <p>(1)環境保全型農業の導入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業の持続的な発展のためには、農業の有する自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和がとれた形で農業生産を持続的に行うことが必要であり、環境保全型農業を推進していくとともに、地球温暖化に適應した農業生産の実現に向けた取組を行う必要。 ○ 地球温暖化防止、生物多様性保全等の新たな課題に対応して、化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、農地土壌によるCO2吸収機能の向上に資するたい肥の施用等による土づくりや省エネの取組、生物多様性を考慮した水管理など、環境保全効果の高い多様な営農活動について、科学的な知見を集積しつつ、導入促進を図っていくことが必要。 ○ 農業の持つ地球温暖化防止機能や生物多様性保全機能という価値を評価し、国民理解の下でいかに農村地帯に還元していくことが課題。 ○ 有機農業等環境保全効果の大きい先進的な農業生産方式について、経営面・技術面でのリスク等が大きいことを踏まえ、一層の拡大を図っていくための支援体制の充実が必要。 ○ 家畜排せつ物や食品循環資源等の有機物資源について、耕種農家との連携を図りつつ、たい肥等として地域での循環利用を促進するための体制を整備することが必要。 ○ 環境保全型農業への転換を促進していくため、交付金制度の創設を含めた農業者に対するメリット措置の拡大の検討が必要。

<p>(2) 地球温暖化に対応した農業生産の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化の防止に対する社会的要請が高まる中、地球温暖化防止に資する農業生産の取組の拡大を積極的に進めていく必要。 ○ 新たな吸収源として期待される農地管理による農地土壌のCO2の吸収能力の評価や、当該吸収能力を我が国の温室効果ガスの削減目標に活用するための条件整備が必要。 ○ 地球温暖化が進行する中、これに適応するため、産地における地球温暖化情報の収集・提供等の推進体制の整備や適応技術の普及等が必要。
<p>(3) 生物多様性保全に資する農業生産の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、生物多様性の保全に対する社会的要請が飛躍的に高まると考えられ、生物多様性を保全できるような農業生産の取組の拡大を積極的に進めていく必要。
<p>4 多様な農業経営体・農地の確保等を通じた生産性の向上</p> <p>(1) 多様な農業経営体の育成・確保</p> <p>① 新規参入の促進</p> <p>② 新規就農者に対する支援</p> <p>③ 多様な農業経営体の育成</p>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい農地制度の下で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な農業経営体の参入促進 ・ より幅広い参入を促すため、各種情報の提供等の施策を進めていく必要。 ○ 農外出身者の就農に関しては、技術習得等の研修機会の充実、きめ細かな技術支援、農地確保や機械・施設等、営農開始時の負担軽減を図ることが必要。 ○ この観点から、農業法人等に雇用される形での新規就農について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農希望者が就農情報を円滑に収集できるようにするための支援 ・ 新規就農者に対するOJT研修についての支援 ・ 新規就農者に対する住宅手当の支援や宿泊施設の整備 ・ 独立を希望する就農者に対する初期投資の負担軽減のための支援 ・ 農業法人等に対する雇用労働力の確保・育成等の面からの支援等の促進策を強化していくことが必要。 ○ 農家子弟の就農については、道府県農業大学校等での研修教育を通じた技術習得を支援する必要。 ○ 季節性、労働の多様性、所得変動など農業の特性を踏まえつつ、家族経営、集落営農組織、法人経営等の各地域における多様な農業経営体の確保・育成策について検討することが必要。また、作物特性や地域実態等を勘案しつつ、各地域において作物別に農業経営のあり方を整理する必要。

- 意欲的に農業に取り組む経営体を政策の支援対象とし、経営体質の強化を柱とした施策を集中していくことが必要。
 - 多様な農業経営体の経営改善の状況や課題を的確に把握して、地域の実情や組織の経営実態を踏まえたきめ細やかな取組を展開していくことが必要。この一環として、経営改善状況をフォローアップする仕組みを充実するとともに、経営発展段階に応じた経営のサポート(経営診断・相談等)等のきめ細かな支援を実施することが課題。
 - 地域農業を活性化し、農地を将来に向かって保全するためには、国の農業政策において、これまで地域農業を守り支えてきた家族経営を今後も多様な経営体の中心に据えるべき。
 - 兼業農家については、一律的な位置付けを行うことは困難であり、今後、農業経営の実態や意向に即しつつ、収入の構成又は兼業先の実態等に応じて、適切な施策を用意していく必要。
 - 農業者の組織する団体の法人化に係る障害(資産引き継ぎ時の課税の取り扱い等)の解消等により、その法人化を後押しすることが課題。
 - 新たな時代に対応した農業法人の経営を担う人材や加工・販売等多角的な経営展開に対応する人材などの育成システムが必要であり、その取組に支援する措置を講じることが必要。
 - 農業経営のノウハウ、人材育成、農業技術の育成、資金繰り等の大きなエレメントに対する優良事例を示し、農業者に情報提供していく必要。
- ④農業主導の6次産業化の取組への支援**
- 大規模化の取組み、新規作物導入・商品開発・販路拡大等による経営の複合化・多角化や販売・流通・加工の関係者、消費者、異業種を含む幅広い事業者との連携等の取組により、農村地域における雇用の確保や所得の向上など地域活性化につながるような農業主導の6次産業化を支援することが必要。
 - このため、地域レベルで実践的な連携活動を推進することのできるノウハウ等を有する人材の確保や、ノウハウ等に関する情報やデータの蓄積等への支援を含め、施策のあり方を幅広く検討することが必要。
- ⑤経営体の資金調達の円滑化**
- 農業経営をめぐる厳しい状況に対応するため、意欲ある農業者の資金調達の円滑化を図る観点から、
 - ・ スーパーL資金等の資金借入れの際の負担軽減や農業改良資金の貸付けプロセスの改善
 - ・ 農業法人等の資金調達チャネルの多様化へ対応した保証保険制度の見直し
 を検討することが必要。
- ⑥水田・畑作経営所得安定対策**
- 主要農産物を生産する農業者の所得を補償するため、販売価格が生産費を下回る場合にその差額を交付することを基本とする戸別所得補償制度の導入に併せて、水田・畑作経営所得安定対策のあり方についても検討することが必要。

<p>⑦品目別経営安定対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野菜:指定産地・価格安定制度について、加工・業務用を含めた消費者・実需者ニーズの変化、多様化に柔軟に対応できる野菜産地の育成に向けて十分機能していくよう検討する必要。 ○ 畜産:肉用牛(肥育経営)及び養豚の経営安定対策について、これまでの効果等を踏まえ、保険設計に基づく安定的な仕組みとする観点から検討する必要。
<p>⑧その他の経営リスク緩和措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業災害補償制度(農業共済)については、農業者のニーズなどの実態を踏まえて適正に運用する必要。 ○ 自然災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰せない理由により経営状態が悪化した場合の経営の維持・安定を図るためのセーフティネットとして整備されている長期運転資金(農林漁業セーフティネット資金)について、今後、その運用実態を踏まえつつ、適切に推進する必要。
<p>⑨女性の役割と活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者や共同経営者としての参画を促すため、認定農業者制度や家族経営協定の一層の活用を通じて農業経営における女性の位置付けを明確化するとともに、起業活動の高度化への支援により、女性の主体的な経営参画を加速させることが必要。 ○ 地域段階での意識の醸成を図ることにより、農業委員や農協役員への女性の参画を積極的に進めていくことが必要。
<p>⑩高齢者の役割と活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者について、その有する農業技術や伝統文化に関する知識・ノウハウの活用や、生活支援などの関係施策を更に推進することにより、地域の農業生産や社会活動を補完していきける環境を整備する必要。
<p>⑪構造展望・経営展望の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画の見直しに併せて、現行の構造展望・経営展望を見直す必要。
<p>(2)優良農地の確保と有効利用の促進、生産基盤の整備 ①新しい農地制度の周知と有効利用の促進、転用規制の厳格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい農地制度の現場への周知に取り組む必要。 ○ 意欲ある農業経営体への農地の面的集積の推進のため、市町村、市町村公社等の公的機関が委任・代理により、農地を面的にまとめて貸付け等していく仕組みを活用する必要。 ○ また、現場において、新しい農地制度の運用にあたる農業委員会の体制強化に取り組む必要。 ○ 農地転用規制の厳格化及び運用の適正化を通じ、優良農地の確保を実効あるものとしていくことが必要。
<p>②耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度を目途に農用地区域を中心に概ね10万haの再生・利用を目指すための具体策の策定と実施が課題。 ○ 耕作放棄地については、農業が多面的機能を有することにかんがみ、農地に復元することを施策の基本とすべきで

<p>③経営の自由度の向上につながる基盤整備</p> <p>④基盤整備を契機とした農業経営体の育成と安定した地域農業の実現</p> <p>⑤基幹的農業水利施設の適切な保全・更新</p> <p>⑥農村の豊かな景観・自然環境の保全・再生の推進</p>	<p>あるが、政策のコストを最適化する観点からは、地域によっては山林に戻すための具体策を検討すべきとの意見にも留意することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業の展開方向に即した生産基盤の整備を効率的に推進することが必要。 ○ 水田の汎用化による経営の自由度の向上を図るため、麦・大豆の生産コストの低減、品質の向上及び作付の団地化等に資する排水条件の改善や地下かんがいシステムの導入など、生産振興策と連動した基盤整備を進めていく必要。 ○ 水田整備を進めていく際、意欲ある農業経営体への農地の面的集積に向けた取組を一体的に支援し、地域全体の農業経営の安定と生産性の向上を推進することが必要。 ○ 既存の水利施設の長寿命化等を通じた有効活用を進めるため、ライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントの考え方により、農業水利施設の保全・更新をより効率的・計画的に推進する必要。 ○ 農地の災害の防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、農用地及び農業施設等の保全のための必要な整備を推進する必要。 ○ 田園地域や里山にみられる美しい農村景観や豊かな生物多様性を保全していくためには、良好な農業生産活動の維持と、景観や生態系の保全に配慮した基盤整備の促進が必要。
<p>Ⅲ 農村の振興</p> <p>1 農山漁村活性化ビジョンの策定</p> <hr/> <p>2 2次・3次産業との融合等による農村の6次産業化の推進</p> <p>(1) 他産業の有するノウハウや新技術との融合による地域イノベーションの誘発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来農山漁村活性化の取組にとどまることなく、新技術やノウハウ等との融合による「地域イノベーションを誘発する新たな連携」を推進するための施策を講じていくことが必要。 ○ 「2次・3次産業との融合等による農村の6次産業化の推進(経済)」、「集落機能の維持(社会)」及び「多様な地域資源・環境の保全(環境)」の3つの視点から、農村の将来像を明確化するとともに、その実現のための施策を総合的・体系的に推進するため、基本計画の閣議決定に併せて、農山漁村活性化ビジョンを策定・公表することが課題。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の農林水産業や農山漁村に活力をもたらすためには、農林水産業・農山漁村に由来する「資源」を効率かつ最大限に活用する必要。 ○ このため、新たな技術や他産業の有するノウハウを核に、様々な「産業」において、農林水産物・副産物の画期的な活用方法や未利用資源を活用した新たなビジネスモデルの創造等のイノベーションが促進されるよう、イノベーションを担う人材の育成や新技術・新素材等の開発実証に対する支援を進めることが必要。

【重点的に進めていくプロジェクト】

ア 緑と水の環境技術革命

○ 未利用バイオマスや自然エネルギーなど、農業・農山漁村に賦存する各種資源を最大限に活用し、素材・エネルギー・医薬品などの新産業を創出するため、総合的戦略となる基本方針を策定し、これに基づいて各種施策を展開することが必要。

○ その際、中長期的な観点から、新産業の創出に向けて支援を行う体制の構築、新産業創出に取り組む民間企業の参入リスクの軽減を図ることが必要。

イ 農山漁村IT活用総合化プロジェクトの推進

○ 関係省庁と連携して、農林水産業をはじめ農山漁村でのあらゆる分野でITの活用に取り組む地域を支援し、「省力」「売上」「便利」「元気」「安心」の効果を発現させて地域の活性化を推進することが必要。

(2) 地域資源の活用と連携を軸とした地域の活性化

① 地域内発型地場産業の振興

○ 農業を儲かる産業とするためには、農産物の高付加価値化や加工・販売への取組等が必要であり、これを地域一体で推進することが課題。また、地域資源を活用した内発型の起業を促進していくことも重要。

② 多様な主体との連携強化

○ 地域産業の担い手である商工業者や観光事業者等は、地域活性化の重要なプレイヤーであり、農林水産業との連携の促進等により地域全体の活性化につなげていく必要。

○ 地域活性化のためには、商工業者や観光業者のみならず、消費者や異業種との連携など、従来の枠にとらわれずに多様な者の参画を促し、連携を強化していくことが必要。

③ 就業機会の拡大

○ 福祉・介護やICT(情報通信技術)等の業種を含め、地域の実態に即した産業の振興を図り、農村における就業機会の確保に努めることが重要。

④ 再生可能エネルギーの活用

○ 再生可能なエネルギー資源について、農業関連施設の維持管理費の節減、低炭素な地域づくりや原油高騰に対応するための農業経営の改善、新産業や雇用の創出を通じた地域の活性化に資するとの観点から、その導入・活用を促進していくことが必要。

○ このため、採算性の向上や導入に当たって必要とされる個別関係法令に基づく手続きの円滑化等を図ることが課題。

⑤ 新たな交流需要の創造

○ 観光庁等と連携し、観光とグリーン・ツーリズムを組み合わせモデル実践を通じて新たな交流需要を創出することが必要。

○ グリーンツーリズムに関する情報を収集する手段がないとの声が多いことを踏まえ、都市住民が情報を入手しやすく

するための施策が必要。

⑥UJIターン促進のための取組

- グリーンツーリズムについて、関係各省庁で連携してエコツーリズムと組み合わせるニューツーリズムのような形で推進していくなど、より裾野を広げるための取組を進めていくことが必要。
- スロー・ツーリズムに適応した農村環境整備が十分でないことを踏まえ、整備の促進を通じて都市農村交流の拡大を図ることが必要。
- 都市から農村に移住したいという願望を持つ若者や団塊世代が多数存在することを踏まえ、就業機会の確保と、定住を容易にするための環境整備を促進する施策の拡充が必要。
- この観点から、ゆとりある居住空間の整備と農林漁業等の雇用機会の創出、就業機会に関する情報や新規定住者に対する空き家や宅地等不動産の有効活用システムの構築、医療・買物・交通等の基本的情報をはじめとする生活情報の充実を図り、UJIターンによる地域における効果を検証しつつ、実効ある定住促進のための取組を進めていくことが必要。
- 大都市への一極集中を改めて分散型居住を進めていく観点から、中山間地域と中心的な市街地との役割分担、定住自立圏構想による中心市とその周辺町村の連携を図り、中山間地域の中で生活条件、生活支援を賄える体制の構築について検討することが必要。

⑦都市農業の振興

- 都市農業を利用して、学校給食への取組や子供を対象にした農業体験等、教育との連携等を強化することが必要。
- また、農業・農地を残したいと思っている都市住民が多いこと等も踏まえ、今後の都市農業、都市農地の在り方を検討することが必要。
- 市街化区域内の農業については、農業経営、農業政策の観点から振興策を検討していくことが必要。

⑧市民農園の促進

- 市民農園について、新規開設に向けた支援策を充実させていくとともに、農園の質的向上に向けた管理の在り方についての支援方策を検討していくことが必要。
- また、併設された施設で滞在しながら農業体験をすることが可能な「滞在型市民農園」の取組を推進することも必要。

⑨多様な連携軸の構築に必要な人材の育成・確保

- 地方にはコーディネーター機能が不足しており、地域活性に閉塞感があることから、地域が目線の全体を底上げし、地域で何を作るのかを考えるために地域内を見直せるようなコーディネーターを育成し、地域活性化につなげていくための施策の検討が必要。
- 人材の確保が最も重要であり、ハードだけでなく、コーディネーターや地域アドバイザーの人件費をセットで支援す

ることが重要。

- 今後、農業・農村への関心の高まりや社会的な貢献活動が一層活発化する中で、企業、大学、NPO、都市住民等の多様な主体との協働・連携を推進するためには、都市側、農山漁村側双方のニーズを的確に捉えられる人材の育成、確保、支援策の充実を図っていくことが必要。
- 子どもの教育に携わることを希望する大学生を対象とした農業体験研修プログラムの実施についての支援策の検討が必要。

3 集落機能の維持と多様な地域資源・環境の保全
(1) 地域マネジメント法人の育成

- 過疎化・高齢化等により集落機能が低下し、多面的機能の発揮や地域社会の存続自体が危惧されているため、今後の対応策として、生活支援サービス、環境保全活動、地域資源を活用した所得機会の確保のための地域活性化事業に住民が主体となって一体的に取り組む法人組織である「地域マネジメント法人」を各地域で育成・支援することが必要。
- 地域マネジメント法人は、地域の既存組織等を活用しつつ住民組織やNPO法人が主体となって以下の事業を実施するものとして位置付けることを検討する必要。
 - ① 生活支援サービス
 - ・ 介護、配食サービス
 - ・ 買物や病院への移動手段の確保 等
 - ② 環境保全活動
 - ・ 里地・里山や集落の景観保全
 - ・ 自然環境の保全 等
 - ③ 地域資源を活用した所得機会の確保のための地域活性化事業
 - ・ 観光資源を活用したグリーン・ツーリズム
 - ・ 地域の農産品の直売所の運営 等
- これに対する具体的な国の支援として、他府省や自治体、企業等とも連携しつつ、法人の立上げに係る支援(組織づくり、計画づくり、人材の育成等)、活動の立上げへの支援、活動の円滑化のための法制度の整備等を実施することが必要。
- これらに加え、以下の事項等について更に検討を深める必要。
 - ・ 既存の団体も視野に入れた認定基準の検討
 - ・ 多様な地域性を意識した活動・支援内容の具体的イメージの構築
(組織をつくることを目的化しないよう、各地域の実情に則した活動本位の組み合わせを検討する必要)
 - ・ 定住自立圏構想との連携
 - ・ 他府省、自治体等との具体的連携方策 等

(2) 中山間地域等の振興

① 中山間地域等の振興に向けた総合的な取組

○ 中山間地域では、過疎化・高齢化の進展や、鳥獣被害の深刻化、耕作放棄地の増加などにより、中山間地域が果たしている多面的機能の低下が懸念されており、産業政策、地域政策の両面から中山間地域農業を振興していく必要。

○ 条件不利地域における企業立地を促進するための税制優遇措置等の支援策の可能性を検討することが課題。

② 中山間地域等直接支払制度

○ 本制度については、中山間地域等をめぐる状況や制度の効果等にかんがみ、また農業者等からの意見等を踏まえ、現行の基本的枠組みを維持しつつ、継続することが必要。

○ 今後、以下の事項等について、さらに検討を深める必要。

- ・ 高齢農業者でも参加しやすい仕組みとする観点から、協定参加者が共同で安定的・持続的に農業生産活動等を維持・促進し得る仕組みの改善。
- ・ 小規模・高齢化集落を含め、集落間の連携や複数集落による協定の締結が促進される仕組みの改善。
- ・ 「1ha団地要件」に関し、小規模な団地や飛び地等も対象農地として取り込んでいけるよう、現行の「営農上の一体性」の要件についての実態に即した改善の検討。
- ・ 遡及返還措置のスキームを維持しつつ、高齢農業者でも安心して取り組めるような仕組みの改善。
- ・ 免責要件に関し、担い手の確保や農作業効率化等を促進する観点からの改善の検討。
- ・ 「継続性・安定性の要請」と「定期的な評価・見直しの必要性」とを両立させる観点からの、より継続的・安定的な制度とするための方途。

(3) 農地・水・環境保全向上対策の検証

○ 本対策については、活動地域における効果を検証するとともに、今後のあり方について検討することが必要。

○ 「対策期間後も対策を継続してほしい」、「活動対象を広げてほしい」などの現場の声も踏まえ、次期対策を検討することが必要。

(4) 農村の豊かな景観・自然環境の保全・再生の推進

○ 農村景観や生物多様性の保全・再生への取組を農村地域の活性化に結びつけている事例も一部で見られるが、多くの取組組織・団体はそのために必要な情報やノウハウ、人材不足などの問題を抱えており、これを解消することが必要。

○ 地域振興については、産業政策とは切り離された社会政策としての視点から施策の在り方を整理し、支援策を検討していくことが必要。この観点から、地域政策、農村政策、社会政策的な側面での多面的機能を重視した直接支払いの検討が必要。

(5) 多面的機能を有する農村の活用

○ 子どもの農業体験について、農業への関心が深まるよう促していくとの観点から、事業の目的を明確化しつつ、食育との連携や体験プログラムの開発等により教育効果の高い取組を拡大していくことが重要。

○ 子ども農山漁村交流プロジェクトについて、各省の一層の連携強化を図るとともに、500の受入地域の育成を図るた

<p>(6) 快適で安全な農村の暮らしの実現</p> <p>(7) 農村における秩序ある土地利用の推進</p> <p>(8) 鳥獣被害対策の推進</p>	<p>め、新たな受入地域の掘り起こしや農林漁家民宿・民泊に対する支援等を推進していくことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の健康維持・増進機能に着目し、市民農園等、農業に触れる場としての農村の活用を促進することも必要。 ○ 安全で豊かな農村生活を実現するため、地域の創意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを、各省とも連携して進めることが必要。 ○ コンパクトシティの考え方を基本的な方向として都市計画制度の見直しを検討している国土交通省と連携しつつ、農地の確保を含め農村における秩序ある土地利用の実現を図る観点から、土地利用計画制度のあり方について検討することが必要。 ○ 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村における被害防止計画の作成を進めつつ、捕獲の担い手の育成・確保や、捕獲鳥獣の処理の方策等、現場で指摘されている様々な課題に対応することにより、総合的な鳥獣被害防止の取組に対する支援を行うことが必要。
<p>IV 食料・農業・農村に横断的に関係する事項</p> <p>1 「農」を中心とする多様な連携軸の構築と絆の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業が食料の安定供給や多面的機能の発揮を通じて国民全体がその価値・利益を共有している一方、農業のこうした機能は消費者をはじめとする様々な主体に支えられてこそ発揮し得るものであることを踏まえ、生産者、消費者、事業者等の様々な主体が、我が国の「農」の価値や意義を共有する強い「絆」を結びながら、人、資本、技術等の面で相互に連携し、発展していく連携軸の構築が重要。 このため、関係者をつなぐ人材の育成・確保、連携に取り組む関係者への支援、連携に必要なノウハウ等の蓄積などを含め、支援のあり方を検討することが必要。 ○ このような連携軸を実効あるものとしていく観点から、食と農の現状や魅力についての積極的な情報発信等を行う地域の実践活動への支援等を検討する必要。 ○ 農との関わりを求める若者などの新たな参入など、地域に元気を与える多様な取組を新たなパワーとして幅広く周知し、こうした取組がさらに拡大するよう、必要な支援策を検討することが課題。 <p>【多様な連携の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業と食品産業等との連携 (2) 消費者等との新たな連携 (3) 多様な連携軸を活かした農業経営の発展 (4) 地域イノベーションの誘発 (5) 農業の潜在力発揮のための技術開発の連携 (6) 多様な主体との連携強化による地域の活性化 (7) 多様な連携軸による地域人材の育成 (8) 都市農村等の交流促進

(9) 連携の絆を確かなものとするための活動

2 技術の革新的な向上と地球環境問題等への貢献

(1) 変革を実現するための「技術・環境総合戦略(仮称)」等の策定

- 農林水産業・農山漁村には国民生活に恩恵を与えうる各種の資源が豊富に存在。農山漁村が人口減少や高齢化の進展、経済不況による兼業機会の喪失等に直面するなか、新技術や環境との調和に関する新たな社会的要請を起点として農林水産分野が以下のような課題にその潜在能力を積極的に発揮していく必要。
 - ① 農村地域内で循環する「富(利潤)」のみでは農山漁村及び農林水産業を自立させることが困難な状況。このためには「産業振興」の観点から、「技術革新」を起点とし、「既存産業の高度化」または「新産業創出」を図ることで、外部の利潤を意欲的に獲得する必要。
 - ② 世界的な気候変動問題や生物多様性の喪失への対応が我が国の将来展望を考える上で不可避な要素となる中、人や生物の良好な生活環境を提供し、再生可能な資源を豊富に供給しうる農林水産分野が持続的な社会づくりをリードする必要。
これらのことから、農林水産分野の変革を実現するための戦略を策定し、これに基づき技術・環境政策を推進する必要。
- 食料供給力の強化、食の安全性向上に資する研究開発や、環境課題に応える研究開発を着実に進めるとともに、異分野との連携・融合を深め、新たな市場の創出につながる研究開発が必要。

(2) 技術革新による産業構造のダイナミックな変革

① 研究開発から普及・産業化までの一貫した支援の実施

- 目指す社会の実現に貢献する研究開発成果を効率的に創出し、現場での成果の確実なる活用を実現するためには、「新しい科学的な知識の創造」及び「新たな技術を創出」してきた従来の農林水産研究政策に、「新しい科学的知識や新技術」が
 - ① 「社会に実装」され
 - ② 「国民生活に新たな価値を生み出す」政策の視点をより一層強化していくことが必要。
- 異分野との融合や産学連携による研究成果の事業化を促進するには、異なる研究分野、組織に属する研究者や技術者の間で、ネットワークの強化、相互理解の醸成を進める必要。
- 農協の営農指導員や市町村職員の減少とともに、普及組織のスリム化が余儀なくされる中で、技術の普及を効率的に進めていく必要。このため、普及指導員が活動対象の重点化や公設試等との連携強化を図りつつ、技術導入を核に流通・販売面を含む総合的な支援活動を展開するとともに、公設試においても県域を越えた連携・役割分担を進めることが必要。
また、近年、多様な機関が技術開発・普及に取り組む動きもあることから、これらの者を含めた連携も重要。

② 画期的生産物を創出する

プロダクトイノベーションの推進

ア 新産業創出

○ 「食料」としての農林水産物の活用ではその需要に一定の限界があり、新たな需要を喚起するためには、「農林水産物＝食料」との認識から脱却し、豊富な未利用バイオマスや太陽光、水力、風力等の自然エネルギーなど、農業・農山漁村に賦存する多様な農林水産資源をもとに、素材・エネルギー・医薬品などの新産業を創出するためのあらゆる活用の可能性を切り開く必要。

○ このためには、

- ① 真似のできない技術や時代を先取りした技術により農林水産物にユニークな品質と機能を確保する「プロダクトイノベーション」の考え方を積極的に導入するとともに
- ② 農業・農村の未利用資源を民間企業、学界に広く開放し、農業以外の分野から資金や技術、人材を投入する必要。併せて、イノベーションを創出・展開・支援していく人材を積極的に育成していくことが必要。

イ 農林水産・食品産業の高度化

○ 農家の所得増大に向けた生産現場の具体的取組としては、生産・販売戦略の下、需要の変化や地域の実情に応じて、所得増大を構成する3つの要素、販売価格(P)の向上、販売量(Q)の拡大、コスト(C)の縮減を総合的に進める必要。

○ 販売価格(P)の向上及び販売量(Q)及び付加価値の増大(V)の拡大のためには、研究開発の成果が生み出す新たな需要や市場等の社会・経済上の効果を念頭に置きつつ、消費者及び実需者ニーズに対応した従来にない新たな機能や付加価値を有した農産物等が供給されるよう、より高度な技術を活用した「プロダクトイノベーション」型の研究開発を推進する必要。

③画期的生産技術を創出するプロセスイノベーションの推進

○ 農業生産について、狭小な国土条件や輸入に依存する燃料、肥料などの農業生産資材等多様な制約がある中で、食料の安定供給の確保や国際競争力の強化を図っていくためには、従来の農業技術が得意としてきた品種改良による単収向上や単発的な機械化による省力化技術のみでは対応に限界感。

○ このためには、従来の生産技術の概念とは全く異なる発想を持った画期的生産技術を創出する「プロセスイノベーション」型の研究開発を推進することにより、飛躍的な生産性向上を実現する必要。

④技術革新を下支えする研究開発ツールの充実・強化

○ 技術政策としての総合的・体系的な力を十分に発揮するためには、3つの研究資源(ヒト、モノ、カネ)について、個々の資源の充実・強化を図るとともに、これらの資源を有機的に結びつけ、一体的に運用が図られるような体制整備が必要。

○ グローバル社会の進展に対応できる新たな国際研究の視点を導入する必要。

○ 研究成果が社会や国民にどのように恩恵をもたらすことになるのかの評価を強化する必要。

(3)地球環境問題への積極的貢献

<p>①地球環境問題に対する農業・農村の更なる貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の温室効果ガスについて、1990年比で25%削減の中期目標が政府全体の課題となる中で、省エネルギー対策などの従来型の対策に加え、新たな経済的手法を取り入れた削減策の導入が必要。また、農業・農村は、農地土壌管理によるCO₂吸収、バイオマス産業の振興等により、運輸・家庭部門など農業分野以外の温室効果ガスの排出削減にも貢献していくことが可能。 ○ メタンや一酸化二窒素などの農業分野特有のガスなども対象とする排出量取引や、生産現場の排出削減努力を見えるようにする省CO₂効果の表示など、新たな経済的手法の導入による排出削減対策により、人的・経済的な資源の配分の効率化等を実現し、農業分野の排出削減の一層の加速化を図ることが必要。 ○ 農山漁村に豊富に賦存する稲わら、間伐材などのバイオマスや、太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーの更なる利用・供給により、更なる温室効果ガス排出削減への貢献が必要。 ○ 農業・農村が先導して脱化石資源化の取組を推進する必要。 ○ 農山漁村において、バイオマスの供給による地球温暖化対策を推進していくことは、雇用機会の拡大などによる地域の活性化、食料供給基盤の強化等にもつながることに注目すべき。 ○ 水田のもつ生物多様性の保全機能や豊かな生物層に支えられた望ましい景観といった価値を評価するとともに、生物多様性に貢献する農業・農村について、国民的な理解を得るための取組の強化が必要。 ○ COP10において我が国が主導して策定する「ポスト2010年目標」を踏まえ、新たな視点で生物多様性と人の営みとの接点である農業・農村における政策を推進していくことが必要。
<p>②バイオマス利活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ バイオマス・タウン構想、地域のバイオマス活用基本計画といった地域におけるバイオマス利活用推進計画の策定とこれらの構想・計画の実現を推進。 ○ 広く薄く存在するバイオマスの効率的な収集システムの構築やバイオマスを効率的に有用物に変換する技術の研究開発の促進、バイオマス利用に関する国民理解の醸成等により、バイオマスを活用する産業の創出を総合的に推進する必要。 ○ 持続可能な社会を実現に向けて、バイオ燃料だけでなく、化学工業の原材料となる基礎的な化学物質について、現在の化石資源由来のものから再生可能なバイオマス由来のものへと転換を図る取組を実用化させていく必要。
<p>③環境分野における国際協力の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水田におけるメタン発生抑制に係る研究や、地域に賦存する廃棄物系バイオマスや未利用バイオマスの利活用を促す技術などの、我が国の得意な分野における研究・技術協力を積極的に実施し、地球規模の環境問題に貢献していくことが必要。
<p>V 食料自給率目標について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸別所得補償制度の創設など各般の施策の見直しの議論を進めていく中で、具体的な食料自給率の目標水準を設定する必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料自給率の考え方・意味や、望ましい自給率の上がり方とは言えない場合があること等について、国民に十分情報提供して理解を求めた上で、自給率を使用することが必要。 ○ 従来以上に生産額ベース自給率の普及を促進し、カロリーベースと生産額ベース双方の自給率を併用していくことが必要。このため、生産額ベースの食料自給率について、一定の前提を設けた上で、生産額ベースの国際比較を行えるかどうか検討。 ○ 農業の生産要素(農地・人・技術)ごとに着目し、 <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の農地利用、農業従事者の状況、単収の状況からみて、自然体で将来の農業生産の姿がどうなるのか、また過去と比べてどうなのか ② ①を踏まえ、関係者の取組・努力の目標をどのように置くのか、が明らかとなるように、農業生産力に関する指標の検討を行う必要。 ○ ただし、生産額ベース自給率や生産力指数については、日本の農業の実力を示す時は基本的に現行のカロリーベースを基本とする考え方で十分であり、さらに足りない部分を補助的に示すための指標との位置付けで整理することが重要。 ○ 自給率の向上については、米麦のみならず、畜産・野菜・花き等の貢献度の低い品目についても生産を拡大し、農業生産額と農業所得を増大させ、農地の利活用と多様な農業経営体の確保・育成を進め、食料自給力を向上させるとともに、農業・農村を活性化させ、これらを通じた結果として自給率が向上する、との位置付けで整理することが必要。 ○ 自給率の議論においては、農産物の関税がどういう形で安定的な輸入の確保と関係しているのかということについても、国内生産も含めた論点のひとつとして考え方を整理していくことが重要。
<p>VI 全体・総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・農業・農村の基本政策を議論する中で、全体の柱になる基本的かつ長期的な目標や原則といったものを明確に打ち出し、それを揺るがさずに各施策を決めていくようにすることが必要。 ○ 個別の施策を総花的に講じていくのではなく、成果や確率の高さ、問題の本質、リスクの見合いを検討し、優先順位や施策の連携を考えて実施することが必要。 ○ 農業政策について国民と議論すべきであり、国民的議論が施策に反映されることが必要。 ○ 農業施策がどうやって決定されるのか、国民に理解できるように透明性を確保することが必要。 ○ 国民の理解を深めるためには、個別の農業施策のPRをより積極的に行うことが必要。 ○ 現場への施策の情報提供が不十分であり、市町村役場が合併により弱体化する中で、現場に施策を反映させるツールを強化する必要。 ○ 類似施策の統合化・メニュー化や、事業実施手続きの簡素化等を行うことが必要。 ○ 海外の農政を研究し、学ぶべき事項は我が国も取り入れることが必要。

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【 5 , 6 1 8 億円】

対策のポイント

平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策として、水田作に着目した 米戸別所得補償モデル事業、 水田利活用自給力向上事業を実施する。併せて、生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を実施する。

< 事業内容 >

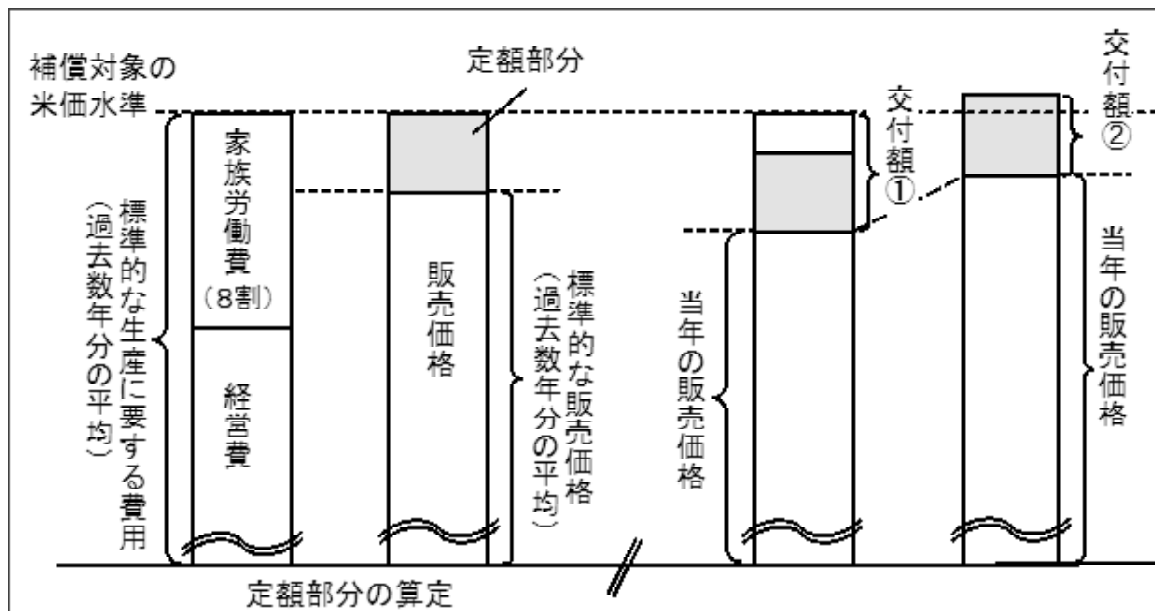
1 米戸別所得補償モデル事業

【 3 , 3 7 1 億円】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して所得補償を直接支払により実施する。

標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と販売価格との差額を全国一律単価として交付

交付金のうち、標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と標準的な販売価格（過去数年分の平均）との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付



2 水田利活用自給力向上事業

【2,167億円】

- (1) 自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物：地域で単価設定可能	10,000円

他に、二毛作助成(15,000円/10a)を実施

- (2) 米の「生産数量目標」に即した生産のいかんに関わらず、すべての生産者を助成対象とする。
- (3) なお、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業は廃止する。

3 推進事業等

戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル事業の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

企画部会における基本計画の検討の進め方(案)

平成21年

10月21日

- 企画部会
〔 ・ 政策課題の整理 〕

11月10日
又は12日

- 企画部会
〔 ・ 農業の6次産業化（生産・加工・流通の一体化等） 〕

- 企画部会
〔 ・ 食の安全と消費者の信頼の確保
・ 食品産業の機能強化
・ 技術・環境政策 〕

- 企画部会
〔 ・ 農村の6次産業化
・ 集落機能の維持と多様な地域資源・環境の保全 〕

- 企画部会
〔 ・ 戸別所得補償
・ 米の生産調整関係等 〕

- 企画部会
〔 ・ 多様な連携軸の構築
・ 食料の安定供給、食料自給率・自給力 〕

平成22年1月頃

- 企画部会
〔 ・ 論点整理 〕

- 企画部会
〔 ・ 食料自給率目標 〕

- 企画部会(3回程度)
〔 ・ 基本計画文章化 〕

- 食料・農業・農村政策審議会
〔 ・ 答申 〕

3月

- ◎ 閣議決定

注1) 括弧内は、現時点で想定される議題案。

2) 戸別所得補償については、明示的に議題とされていない会合においても、随時資料を提示して議論。

3) 食料・農業・農村白書については、11月10日又は12日の会合と、1月、3～4月以降の会合において議論する予定。

食料・農業・農村基本計画に関する国民的議論の展開について（案）

1 趣 旨

食料・農業・農村基本計画は、国民生活や経済社会のあり方と密接に関わる農業・農村の再生の方向付けを行うものであり、現在、基本計画の見直しを検討している審議会の議論を実効あるものとしていくためにも、その検討過程において、幅広い国民の理解と共感を得ていくことが必要。

このため、今後、消費者、生産者、事業者等の国民各層に対して、基本計画の説明や意見交換を行う機会を積極的に設け、基本計画に対する国民の理解を深めるよう努めるとともに、得られた提案・意見を審議会に報告し、今後行われる施策の見直しの議論に反映していくこととする。

2 国民的議論の展開方法

（1）シンポジウム・意見交換会等への参画

農林水産省や業界団体等が主催する全国各地のシンポジウム・意見交換会等において、基本計画の状況説明、参加者との意見交換を行う。

（2）主要団体との意見交換

主要な消費者、生産者、事業者団体等についても、基本計画に関する提言等が議論される機会等を捉えて、基本計画の状況説明や意見交換を行う。

3 具体的な進め方

（1）実施時期

本年10月～来年1月中旬にかけて可能な限り実施する。

（2）説明資料

説明及び意見交換の際に使う資料は、その時点における企画部会の議論を踏まえて作成することを基本とし、対象者や説明テーマに応じて適宜調整する。

（3）成果のとりまとめ

得られた提案・意見は、概要をホームページ上に公表するとともに、企画部会に報告し、基本計画の見直しの議論に反映させることができるようにする。また、延べ開催数、対象者数、主な意見等を整理し、国民的議論の成果としてとりまとめる。

（4）参加者

国民的議論への参画については、農林水産省において対応することを基本とするが、企画部会委員の中で出席可能な方にも御参加いただけるよう、日程等について前広に御連絡する。